

# 令和5年度第4回集団指導

## 〈居宅介護支援〉

都城市 健康部 介護保険課

# 説明事項

## 運営指導指摘事項

・全サービス共通

P.4～10

・居宅介護支援

P.11～15

半数越え

P.16～22

## 運営指導の指摘事項について

- ・全サービス共通.....4
- ・居宅介護支援.....11

## 運営指導の指摘事項について

### 全サービス共通

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
運営規程について	1	運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。	現状と一致させ正しく記載すること。また、運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
内容及び手続の説明及び同意について	2	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
勤務体制の確保等について	3	月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。	月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。
掲示について	4	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が事業所の見やすい場所に掲示していなかった。	事業所の見やすい場所に、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）の掲示を行うか、ファイル等の閲覧可能な形で備え置くこと。
	5	指定通知書が掲示されていなかった。	指定を受けた事業所は、その旨を事業所の見やすい場所に標示すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
秘密保持等について	6	従業者及び従業者であった者が利用者の秘密を保持することを誓約していることが分からなかった。	従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
	7	利用者の記録等が誰にでも目につき、持ち出せる状態で保管されていた。	利用者の個人情報の書類の保管は、事務所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。
会計の区分について	8	各事業所ごとに会計の区分がされていなかった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
記録の整備について	9	利用者に関する記録の保存年限が市の条例に即していなかった。	利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録については、完結の日から5年間保存すること。

## 運営指導の指摘事項について

全サービス共通

### ●運営規程について(No.1)

運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。

### ●内容及び手続の説明及び同意について(No.2)

重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。

#### 【特に多い指摘内容】

- ・単位数や加算、金額の誤り
- ・他機関の住所や電話番号の誤り
- ・運営規程、重要事項説明書、契約書の内容がそれぞれ異なっている  
(営業日、営業時間、利用料、支払い方法 等)

★誤字脱字を含め、改めて見直しをお願いします。

## 運営指導の指摘事項について

全サービス共通

### ●勤務体制の確保等について(No.3)

月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。

#### 【特に多い指摘内容】

- ・専従職員の勤務時間が明確でない(特に加算に関わる場合)
- ・常勤、非常勤の別が明確でない
- ・専従、兼務関係が明確でない

#### 【改善の趣旨】

月ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務関係等を明確にすること。

★特に加算を算定している場合、基準を満たした配置となっていますか。

## 運営指導の指摘事項について

全サービス共通

### ● 掲示について(No.4、No.5)

重要事項や指定通知書が事業所の見やすい場所に掲示されていなかった。

#### 【改善の趣旨】

- ・運営規定の概要や重要事項→掲示又はファイル等の閲覧可能な形で据え置く
- ・指定通知書→見やすい場所に掲示

★事務室等の利用者の目の届かない場所に掲示していませんか。



## 運営指導の指摘事項について

全サービス共通

### ●秘密保持等について(No.6)

従業者の秘密保持について、必要な措置を講じていなかった。

#### 【改善の趣旨】

事業所は、従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ること。

(例) 雇用時に秘密を保持する旨の誓約書を交わす 等

★まだ誓約等していない従業者がいる場合は、直ちに措置を講じること。

### ●秘密保持等について(No.7)

利用者の記録等が誰にでも目につき、持ち出せる状態で保管されていた。

#### 【改善の趣旨】

個人情報書類の保管は、事務所内の鍵付書庫等、適正に管理すること。

## 運営指導の指摘事項について

全サービス共通

### ●会計の区分について(No.8)

事業所ごとに会計の区分がされていなかった。

#### 【改善の趣旨】

法人の中で複数の事業所が存在する場合、事業所ごとに会計を区分すること。

### ●記録の整備について(No.9)

利用者に関する記録の保存年限が市の条例に則していなかった。

#### 【改善の趣旨】

・サービスの提供に関する記録は、その完結の日から**5年間**保存すること。

★運営規程や契約書、重要事項説明書等での記載誤りが散見されます。間違いはないかご確認ください。

## 運営指導の指摘事項について

### 居宅介護支援

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができること、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができると及び前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の割合について文書を交付して説明を行っていない利用者がいた。	<p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等に紹介するように求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分な説明を行うこと。</p> <p>なお、この内容を利用申込者又はその家族に対し説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。</p>

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	2	アセスメントの項目が不足しているものがあつた。	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
	3	サービス担当者会議について検討した内容や要点、課題について記録されていないものがあつた。	利用者等の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことが分かるように記録すること。
	4	居宅サービス事業者に対して、居宅サービス計画を交付したことが、記録上確認できないものがあつた。	居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を担当者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングについて、利用者の居宅を訪問したことが記録上分からないものがあつた。</li> <li>・モニタリングを通じて得た利用者及び家族の意向や満足度、個別援助の内容の実施状況、目標達成度や事業者との調整内容について記録されていないものがあつた。</li> </ul>	モニタリングについて、特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録しておくこと。また、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	6	医療サービスが位置付けられた居宅サービス計画について、当該計画を主治の医師等に交付したことが記録上確認できないものがあった。	介護支援専門員は、訪問看護等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	7	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したか分からないものがあった。また、福祉用具貸与を継続する理由等について、居宅サービス計画に記載されていないものがあった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。
	8	支援経過記録の内容が不足しており、経過の詳細が分からないものがあった。	第5表「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段（「訪問」（自宅や事業所等の訪問先を記載）、「電話」「FAX」「メール」（これらは発信（送信）・受信がわかるように記載）等）とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
勤務体制の確保について	9	ハラスメント防止のための必要な措置を講じていなかった。	指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
設備及び備品等について	10	相談のためのスペースにおいて、利用者のプライバシーに配慮した区画となっていなかった。	専用の事務室又は区画について、遮蔽物の設置等により相談に対応するのに適切なスペースを確保し、相談の内容が漏洩しないよう配慮すること。
秘密保持について	11	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合、当該家族の同意を得ていないものがあつた。	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないこと。
変更届について	12	介護支援専門員の人数に変更があつたが、変更届を市に提出していなかった。	介護支援専門員の人数を変更した場合は10日以内に都城市介護保険課に届け出ること。
算定届について	13	特定事業所加算（Ⅲ）を算定しなくなった時点で、算定届を市に提出していなかった。	基準に適合しなくなった場合は、すみやかに市に算定届を提出すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
その他	14	居宅介護支援の提供の開始にあたり、契約を締結していることが不明な利用者がいた。	他の施設への入所は契約終了とみなされる。契約終了した利用者に対し、再び居宅介護支援を提供する際は、利用申込者及びその家族等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の内容について不備が無いように交付及び説明を行い、居宅介護支援の開始について同意を得た上で再度契約を締結すること。
新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて	15	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更について、最終的に文書による利用者の同意を得ていなかった。	今後、臨時的な取扱いと同様の事例が生じた場合は、居宅サービス計画の変更を行った際の同意について、サービス提供前に口頭で説明を行い、同意を得た場合は、当該居宅サービス計画の変更について口頭で利用者に説明し、同意を得たことが分かるよう記録を残すこと。また、同意について最終的には文書によって利用者の同意を得ること。※なお現在この臨時的な取扱いは、厚生労働省事務連絡にて取扱い終了となっています。

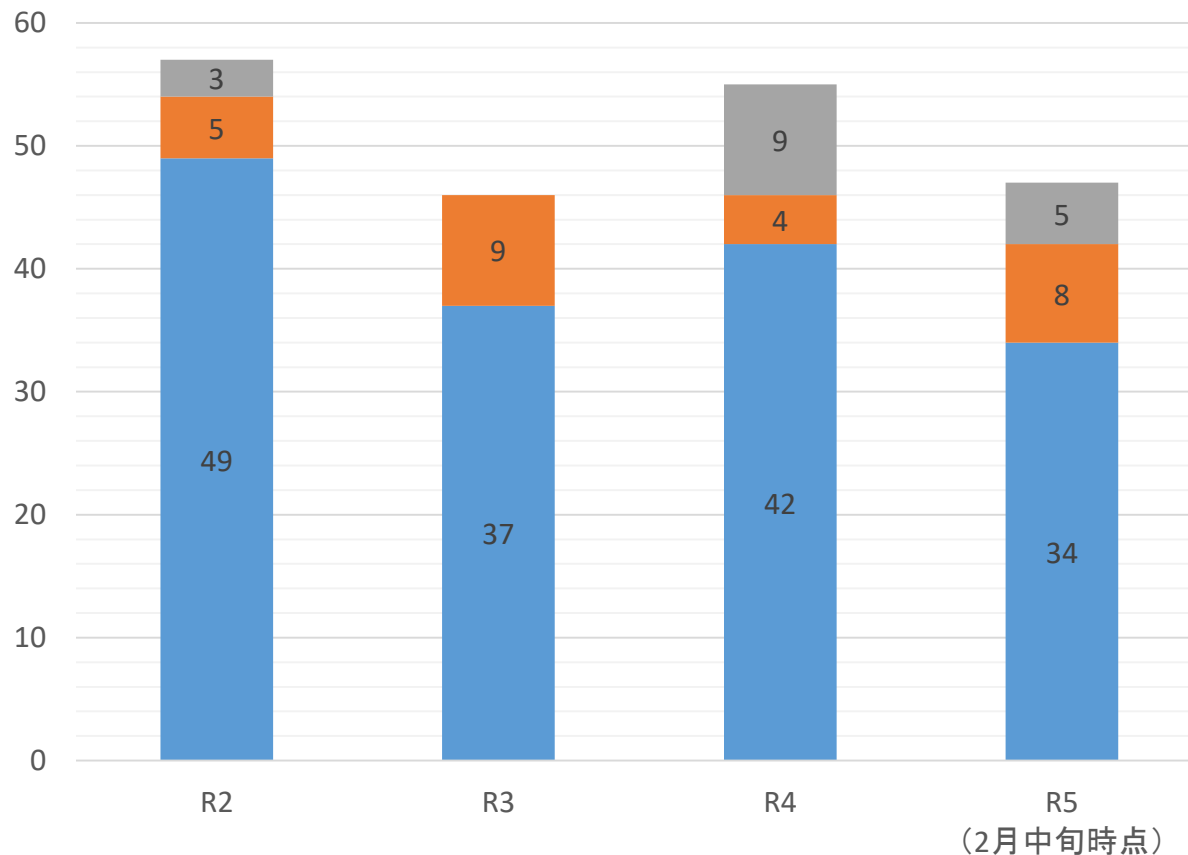
# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期 入所サービス利用承認願いについて (半数超え)



# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## ●半数超え届出件数(理由別)の推移

■ 施設入所待機 ■ 在宅生活維持のため ■ その他

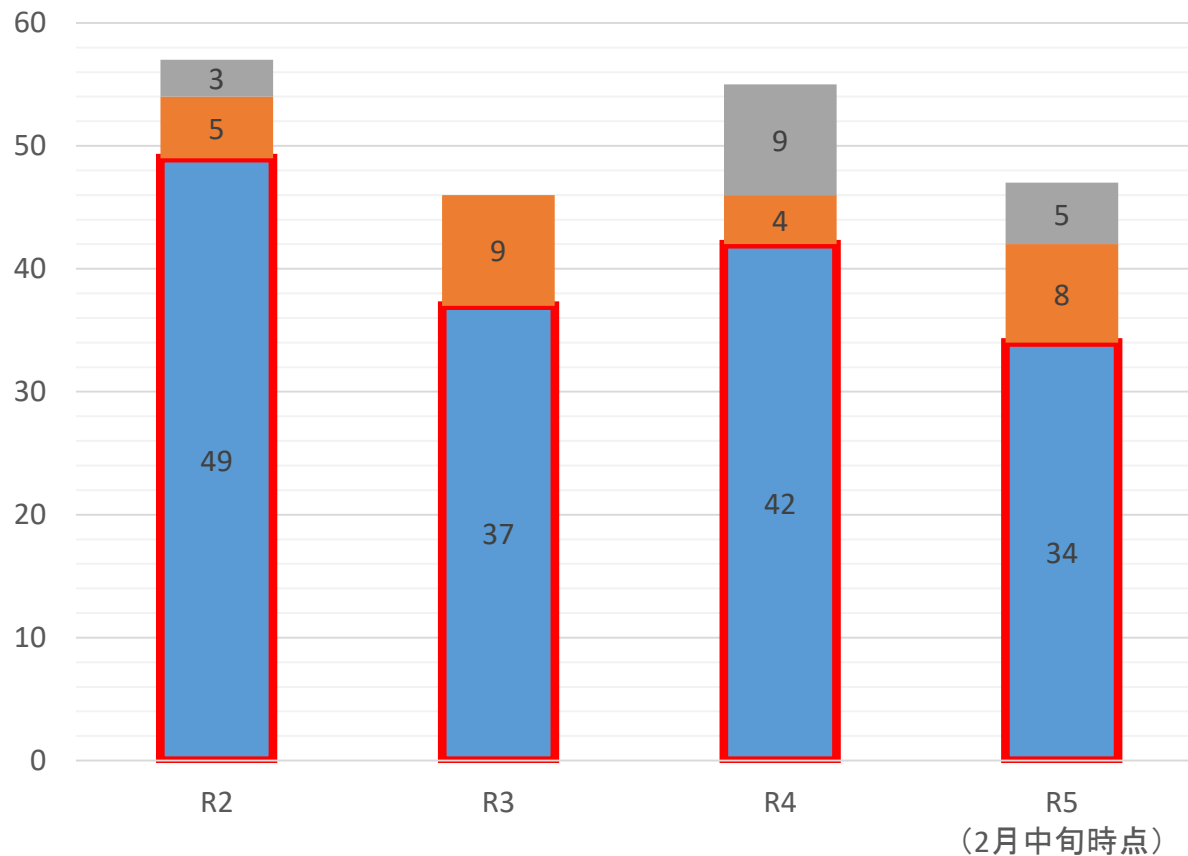


＜年間の届出件数＞  
R2年度・・・57件  
R3年度・・・46件  
R4年度・・・55件  
R5年度・・・47件  
(2月中旬時点)

# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## ● 半数超え届出件数(届出理由別)の推移

■ 施設入所待機 ■ 在宅生活維持のため ■ その他



施設入所待機が  
**約7～8割**  
を占める

# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## ●指定居宅介護支援の具体的取扱い方針

### 基準省令※1 第13条21項

介護支援専門員は、居宅サービス計画短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、**利用者の居宅における自立した日常生活の維持**に十分に留意するものとし、**利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き**、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の**おおむね半数を超えないようにしなければならない**。

※1 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」 赤本P853

### 基準省令の解釈通知※2 第2の3(8)②

短期入所サービスは利用者の**自立した日常生活の維持のために利用されるもの**であり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は短期入所サービスを位置づける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが**在宅生活の維持につながるよう**に十分に留意しなければならないことを明確化したものである。

※2 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 赤本P853

# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## 短期入所サービスとは

自立した日常生活の維持のために利用されるもの

### 但し…

利用者の心身の状況や環境等において、適切な評価のもと、在宅生活の維持のために半数を超える見込みがある場合は、半数を超えても短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることが可能

# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## ●半数超えについての利用者・家族への説明

### 現状

- ・施設入所までの期間は「ロングショート」利用で待機
- ・半数を超えての利用は市町村の承認が必要

サービスについて  
適切に説明したとは  
言えない

### 伝えること

## 短期入所サービスの本来の利用目的

- ★自立した日常生活維持のための利用
- ★半数超えは在宅生活維持の観点から位置付け可

# 要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認願 いについて(半数超え)

## ●承認願いの提出について

### <提出期限>

認定有効期間の半数を超える月の**前月**

### <様式> ※令和5年4月から様式変更

都城市ホームページ (ID:4749)